

1 平成27年度以降における介護保険法の改正について

介護保険制度については、定期的な見直し等の措置が講じられるべきものとして規定されています(介護保険法附則第2条)。これにより、現在、国において検討が進められており、平成27年には改正介護保険法が施行され、併せて介護報酬の改定も行われる予定です。

今後、新たな情報等がありましたら、ホームページ(「介護情報サービスかながわ」)やメール配信等により適宜ご連絡します。

●「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(第186回国会閣法第23号)」の介護保険法改正部分の概要(一部抜粋)

1 居宅サービス等の見直しに関する事項

- ① 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけること。(平成28年4月1日までの間で政令で定める日に施行)
- ② 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。こと。(平成30年4月1日に施行)

2 施設サービス等の見直しに関する事項

- ① 介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とする。こと。
- ② サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする。こと。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする。こと。

3 費用負担の見直しに関する事項

- ① 介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とすること。(平成27年8月1日に施行)
- ② 特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする。こと。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする。こと。(平成27年8月1日に施行)
- ③ 市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1を負担するものとする。こと。

4 地域支援事業の見直しに関する事項

- ① 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。
- ② 総合事業について、次に掲げる事項を規定すること。

- (1) 厚生労働大臣は、総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。
 - (2) 市町村は、定期的に、総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。
 - (3) 総合事業について、国がその費用の100分の25を、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援交付金を充てること。
- ③ 地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成30年度までに全ての市町村で実施するものとする。
- (1) 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業
 - (2) 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業
 - (3) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業
- ④ 地域支援事業の事業費の上限について、75歳以上の被保険者の数も勘案して設定するものとする。
- ⑤ 地域包括支援センターの設置者は、実施する事業の質の評価を行うこと等により事業の質の向上に努めるものとする。また、市町村は、定期的に、実施する事業の実施状況の点検等を行うよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村は、適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議を置くよう努めるものとする。
- 5 介護保険事業計画の見直しに関する事項
- ① 厚生労働大臣は、総合確保方針に則して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。
 - ② 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。
 - ③ 都道府県介護保険事業支援計画について、都道府県計画及び医療計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。
- 6 その他所要の改正を行うこと。

【施行日】1①②、3①②以外は平成27年4月1日に施行。

第六次寒川町高齢者保健福祉計画策定に係る平成26年度スケジュール

	平成26年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月	平成27年 4月
計画見直し検討委員会				第1回 ・委員の委嘱 ・計画策定の趣旨 ・寒川町の高齢者の状況 ・今後のスケジュール			第2回 ・「高齢者保健福祉事業」部分の案について ・サービス見込み量、保険料の試算結果について			第3回 ・パブリックコメントの結果について ・サービス見込み量、保険料の設定について ・計画全体の素案について	第4回 ・計画最終案について（計画全体の最終承認）		
高齢介護課			・将来人口推計 ・新計画の構成等 ・要介護認定者数の推計 ・国配布ワークシートを利用して、介護サービス費見込み・保険料の仮設定等				・計画の骨子	・パブリックコメントの実施	・県との調整	・計画（素案）	・計画改定	・計画の議会報告 ・介護保険条例など町関連条例、規則の改正	
					事業所アンケート調査実施と集計								
県の動向				・計画の改定に係るピアリング	・市町村との施設整備 ・調整会議								
国の動向			・全国都道府県 ・主管課長会議										

第六次高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）スタート